

第六節 間切制度

間切とは手っ取り早く言えば、現代の町とか村とかと
いうのと同じく行政の区画名で、その下に現在の大字に
あたる村々があったのである。

「南島風土記」によると、「間切に作り『まぎり』と
訓む行政区画は現在某村と呼ばれているもので、その管
下の村が現在では字とよばれている。間切の起源につい
ては文献明確を欠き、天孫氏始めて野を画し間切を置く
という旧記の説明は元より證左とするには足りないが、

その起源^{はなは}ただ古いことが知られ且つ野を画しという語が示唆に富んでいる。

マ(間)は方言で場所または方面を意味する語で、アマ(彼所)コマ(此方、此所)の如き類である。この見地から出發して『まぎり』は『処切』で国語の『カギリ』に相当する語意と考えられる。『カギリ』また『クギリ』すなわち二者の間の区画を意味する語から転じて包括の意味にも使用される」と述べられている。

このことから分かるように、行政区画名としての間切はもともと琉球において発生したものである。

琉球服属時代の沖永良部島の間切名については、文献がないので判然としないが、琉球服属時代から薩藩直轄時代に移ったころの、いわば藩政期初期の間切名と同じであろうことは疑うべくもない。それは慶長十四年(一六〇九)、薩藩が琉球を征伐し奄美五島を割かしめ、その直轄としたが、それから八年後の元和二年(一六一六)徳之島に代官を置き、沖永良部、与論を併せ、治めさせた。その当時の行政区画は、琉球服属時代の制を襲用して三間切とし、与人三名を置いて万事を処理せしめたとあることから推察できることである。

- 一、高千七百九拾石五斗 枇留間切(あぜふ村)
- 内九百拾八石壹斗六升 田方
- 八百六拾六石八斗八升 皇方
- 五石四斗六升 桑役
- 合高四千百五拾八石五斗
- 村数 八ツ

内貳千百三拾貳石四斗六升 田方
貳千拾壹石四斗四升 皇方
拾四石六斗 桑役

これは琉球服属時代から薩藩直属時代に移ったころの、いわば藩政期初期のころの間切別の割増高である。つまり薩藩時代徳之島に代官を置いて、沖永良部と与論を治めさせていたころの間切名である。

ところで、琉球国郷帳に記されている永良部の村数についてであるが、前述のように徳時間切(ちな村西目村)、大城間切(下平河村和村)、枇留間切(あぜふ村)と記され、村数八つと書かれていることにお気づきであろう。村名が五つしか記されていないのに、なぜ村数八つと書いているのだろうか、奇異に感じられることであろうと思うが、これには間切同村を算入しているからである

徳之島に代官を置いた元和二年から五十二年後の寛文八年(一六六八)に、報告という形で「琉球國郷帳」というのが出されているが、これはそれより三十三年前の寛永十二年(一六三五)の盛増高である。

その琉球国郷帳によると、北は喜界島、大島本島から南は八重山群島の与那国島に至るまでの全琉球国三十六島中の二十一島、五十五間切一七六村にわたり、島ごとに間切別の石高を田方、皇方、桑役に分け、何升何合何才と詳細にわたり盛増高が述べられている。

この琉球国郷帳によると、沖永良部の間切は三間切で、次のように記されている。

- 琉球國之内 永良部島
- 一、高千七百八拾石 徳時間切(ちな村、西目村)
- 内九百拾貳石七斗八升 田方
- 八百六十貳石四斗五升 皇方
- 四石七斗七升 桑役
- 一、高五百八拾八石 大城間切(下平河村、和村)
- 内三百壹石五斗二升 田方
- 貳百八拾貳石壹斗壹升 皇方
- 四石三斗七升 桑役

間切同村とは、間切内においてその間切と同名の村を間切同村と言ひ、間切内の首邑^{しゅい}で、間切番所の所在地である。「山州名跡志」に「郷においてその郡名となす所俗にこれを親里と言ひ」と、また「東海道名所図会」に「桑名郡に桑名あるはこれを親里と言ひ。山州宇治郡に宇治あり、愛宕郡に愛宕ある如し」とあるによると、同村は親里に該当するものであると言える。

本来、間切は若干の村を集めて結成され、その中の大村の名をとって間切名ができるのであるから、間切内には必ず同村があるといつてよい。

ところが、沖永良部では、元禄三年(一六九〇)に徳之島から分立して代官が常駐するようになって以来、間切役所はすべて代官役所のある和泊村に置かれたので、それ以後は間切内の首邑とか間切番所の所在地とは言えないばかりか、喜美留間切のように間切同村のない間切さえ生じたくらいである。

それにしても、古来沖永良部は三十六村と言われてき

ているのに、村数八つとは一体どういう思惑があつての村数の数え方であろうか。これには何か規程があつたのではなからうかと思われてならない。

ところで徳時間切の範囲、つまり区域の村々であるが、前述のように徳時間切（知名村西目村）と記されているが、これだけで徳時間切の区域の村々のすべてということではあるまいと思われる。ひよつとしたら区域の両端の村を挙げて代表させたのではあるまいか、すなわち知名村、屋子母村、大津勘村、徳時村、島尻村、馬鹿村、田皆村、西目村と記すべきものを、両端の知名村と西目村だけを掲げたのではなからうかとも考えられるが、もしそうだとすると、他の大城間切（下平河村・和村）、枇留間切（あぜふ村）の場合はどう解したらよいか、また貢納の均衡上からもこれだけの村数では首肯し難いものがある。

「沖永良部島代官系図」によると、寛文八年（一六六八）「琉球国郷帳」が報告される五十二年前の元和二年（一六一六）、徳之島に代官を置き始めてから七十五年後の元禄三年（二六九〇）に、徳之島から分かれて代官附役など沖永良部島に常詰めになつてることが分かる。

これは琉球国郷帳の報告から百四年後という、いわば一世紀間の間における出来事である。それにしても、安永元年（一七七二）の記録に出ているから判明したのであるが、それ以前に間切名の変更があつたのかもしれない。その間に、代官の常詰めという政治的一大変革があつたことは前にも述べたとおりであるが、そのことだけで間切名の変更があつたなどとはどう考えていられない。

琉球側からか、それとも島内に何かよんどころない事情があつて間切名の変更がなされたのであろうか。謎につつまれた、徳時間切から久志検間切への移り変わりである。

それはそれとして、間切は若干の村を集めて結成されるというけれども、沖永良部の三間切の村々はどのようになつていたのであろうか。

操垣勁編「沖永良部沿革誌」によると、

大城間切（十一ヶ村）、和泊、和、大城、赤嶺、後蘭、

田舎平、下城、田皆、島尻、屋子母、瀬利覚。

久志検間切（十一ヶ村）、喜美留、國頭、西原、古里、

久志検、余多、屋者、芦清良、黒貫、馬鹿、

徳時。

これは沖永良部島にとつては画期的な一大変革であり、それ以来明治初期まで二年ないし四年と、任期の違いはあるけれども、代官附役などが薩藩から派遣され、常駐して島を治め支配してきたのである。

それによると「安永元年（一七七二）、（代官系図には明和九年（一七七二）壬辰と記されている）代官三原浜右衛門の代に人躰手札改仰せ渡され、三間切共に弁財天に於て宗門帳相認候処人数左之通り」とあつて、

総人数一万千四百七人 外に流人七十九人
内 三千五百九人 大城間切

外に二十五人 流人

三千八百三十九人 久志検間切

外に二十六人 流人

三千九百七十八人 喜美留間切

外に二十八人 流人

とある。

ここで、琉球国郷帳では、枇留間切とあつた表記が喜美留間切と書き変えられていることもだが、それよりも徳時間切が消滅して久志検間切が出現してきていることに目を引かれるし、驚きを感じさせられるのである。

喜美留間切（十四ヶ村）、手々知名、出花、畦布、根折、

玉城、内城、瀬名、永嶺、上城、大津勘、知

名、上平川、下平川、皆川。

となつており、各間切の村々は地理的に分散し、相交錯しているので処理上不便で、これが後には区画変更の原因ともなっている。

従来、与人役所は三間切の役所とも和泊村内にあつた旨が述べられているが、後で安政四年三カ方に区画変更が行われると同時に移転したようである。

間切の長官は大親あるいは大屋子（うややく）と言ひ、この地位は琉球渡来の貴族が占め、後には島の名門の子孫の者を任命した。

「各間切に与人をおき万事を処理せしめその下に掟・目差・筆子の副役あり、後世に至りては目差、筆子、掟の順となりおれり」と述べられている。

「大奄美史」によると、琉球への服属と当時の諸制度の職制の項に、「旧記」によれば「大島の儀上古は琉球に属し、彼地より按司の位一人渡海在島にて支配有之、中古は大親役（おひやく）一間切（行政区画、今の村に当る）に一人宛、都合七人の支配有之、琉球へ年貢を納めたる由、大

島置目条々の旧書あり」とある。しかして、琉球服属時代の政治的中心地は、この時代を通じて二、三カ所に移動しているが、その中でも笠利間切の赤木名が最も長い間政庁の所在地であったようだ。

琉球服属時代に大島の統治に当たった役員と、その職掌とは、時代によって多少の変遷はあったが、「第四節 大屋子時代」に述べたとおりである。

徳之島では大親を大屋子と言ったが、両者いずれも親雲上（ペーチン）から出た語で、同役であることは言うまでもない。そのほか、徳之島で与人を用人、目指を指役と言っているのも、要するに語を変えただけで同じ役目を指したものである。筆子と掟役は両島とも一致している。大島本島の役員の俸禄は明らかでないが、徳之島では大屋子が知行二十石、切米五石、用人が知行十石、切米二石、指役が知行五石、筆子と掟役は切米二石であったから、大島でもほぼ同様であったとみてよからう。

(注) 旧制度によれば、琉球士族の階級は王子、按司、親方、親雲上、里之子、筑登之、子、仁屋などである。王子は藩王の叔伯兄弟子孫にして皆尚姓を用いる。按司は先王の遠孫にして皆尚姓を用いる。向

は尚の欠画である。

大島七間切 喜界五間切

徳永良部与論那覇の地の内”

という琉歌は、琉球との同一体制が樹立してから歌われたものであろうと言われるが、行政区画としての大島、喜界の間切の数が挙げられているので、琉球国郷帳に記されている奄美諸島の間切名を掲げ、参考にしよう。

琉球国之内 大島

一、高千貳百石 笠利間切（かとく村、喜瀬村、あかきな村、やん村、うすく村、節田村、かしけん村）

一、高千四百拾九石 奈瀬間切（小港村、うら村）

一、高千五百老石 焼内間切（ゆあんかま村、けせん村、なおん村、うけん村、すこ村）

一、高貳千百九拾石 西間切（小名瀬村、こし村、へた村、西のこみ村、芝村、すこし村、たけな村、おさい村、おしかく村、うけ島、よろの島）

一、高千七百三拾老石 東間切（かとく村、あきな村、

くねつ村、かちよく村、しよどん村、

かめの川村）

一、高九百四拾七石 往用間切（かねく村）

一、高千六百六拾五石五斗 小見間切（とくち村）

合高老万四百五拾五石五斗 村数四拾

琉球国之内 鬼界島

一、高千八百六拾貳石 碗間切

一、高千三百貳拾貳石 荒木間切 しつる村

一、高千九百人拾六石 東間切

一、高七百拾貳石 志戸桶間切

一、高千五拾石四斗 西目間切 いしやく村

合高六千九百三拾貳石四斗 村数七ツ

琉球国之内 徳之島

一、高三千九百人拾貳石三斗 面縄間切あごん村

一、高貳千五拾老石貳斗 東間切（花徳村 かめ津村）

一、高三千九百七拾六石貳斗 西目間切（せたき村、

よなま村、てて村）

合高老万九石七斗 村数九ツ

琉球国之内 与論島

一、高千貳百七拾貳石六斗 むきや村、あかさ村